

保育所保育における「安全／危機」に関する言説の分析

Discourse Analysis about Security and Risks in “Guidelines for Nursery Care at Day Nurseries”

楠 本 恭 之

KUSUMOTO Kyoji

キーワード：学校安全・保育所保育・言説分析・教育課程論

1 本研究の目的

本研究は、保育所保育において求められている安全や危機管理に関する計画と実践について、保育所保育指針（以下、指針）及びその解説（以下、断らない限り厚生労働省作成の保育所保育指針解説の意）を対象として、「安全／危機」に関する言説を抽出して分析するものである。楠本（2020）「幼稚園教育における『安全／危機』に関する言説の分析」の一連研究であり、筆者の関心は教育・保育施設における教師や保育士の職務として求められている安全教育の内容にある。

児童福祉施設は子どもの「適切な養育をされる」権利を保障する福祉制度に則った施設であるから、保育士など児童福祉施設職員が、施設を利用する子どもの安全を確保することは自明である。その際、法令が求める安全教育・管理に関する職務内容を明らかにしておく必要がある。

保育所保育の実施主体である保育所における安全に関する基本的な考え方について、法令等により確認する。まず、児童福祉法第45条に「都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。」とある。本条文中で定めることが求められている条例は、厚生労働省令である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（以下、設備運営基準）を基にするとされている。設備運営基準は、児童福祉施設における安全に関して以下の事項を規定している。

- ・基本原則：衛生的環境、職員の訓練
- ・構造：入所者の保健衛生、危害防止
- ・災害対応：非常災害に必要な設備、災害に対する計画策定及び月1回の訓練
- ・職員：人間性と倫理観、心身に有害な行為の禁止
- ・衛生管理：飲用水、感染症・食中毒防止、入所者の入浴、医薬品等の管理
- ・食事：施設内調理、栄養量、献立作成、食育
- ・健康診断：入所時健診、定期健診年2回（学校保健安全法）
- ・規程：緊急時対応、非常災害対策、虐待防止
- ・保育所設備：乳児保育所における医務室の設置、耐火建築物であること、2階以上における屋内階段・バルコニー・屋外傾斜路・屋外階段の設置、壁及び天井における不燃材料の利用、乳幼児の転落事故を防止する設備の設置、非常警報器具等の設置、可燃物の防災処理

保育所を含む児童福祉施設には、避難訓練を含む「災害対応」、清潔を保つなどの「衛生管理」、「食事」、年2回以上の「健康診断」、安全に関する「規程」などに関わる計画や実施が求められている。そして、それを実施する職員の訓練、倫理観、禁止事項等に関する定めがある。さらに保育所に求

められる設備について、医務室の設置、耐火性、避難経路の確保、不燃材料、転落事故防止、非常警報器具等の設置、防災処理などを求めている。

以上の規定に加えて、以下のようなガイドライン等が厚生労働省によって発出されており、疾病対策及び園外活動における安全管理のための資料を示している。

- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン（2014年）
- ・保育所における感染症ガイドライン（2018年）
- ・保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年）
- ・保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項（2019年）ⁱ

また、子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育所を含む特定教育・保育施設の運営基準である「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（内閣府令、2014年）が示されており、第32条で「事故発生の防止及び発生時の対応」について以下のように定めている。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
- 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

そして、上記実施のための「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（2016年）が策定されている。

保育所において子どもと生活している保育士等は、以上の法令やガイドラインに加えて、指針及び解説に依拠しながら保育所における子どもの安全確保を図っている。

2 分析の対象と方法

2017（平成29）年告示の現行指針及びその解説を分析の対象とする。指針は、厚生労働省告示として法的拘束力を有するとされ、保育所及び保育士は指針に従って保育することが求められる。解説の位置づけは、「保育所保育指針の記載事項の解説や補足説明、保育を行う上での留意点、取組の参考となる関連事項等を示したもの」となっているⁱⁱ。なお、分析に当たっては厚生労働省のホームページで公開されているPDFを参照する。

抽出する語について、楠本（2020）が取り上げている「安全」「危機」「危険」の3語とするⁱⁱⁱ。指針においてこれらの語が用いられている箇所を悉皆抽出して分析するとともに、それらに関する解説の記述と照合する。その際、示された資質能力を明らかにし、その育成、子どもにおいて獲得、の過程、即ち「指導－学習」過程に着目する。なお、章題や節題は抽出の対象としない。

3 分析結果

現行指針は全5章からなる。そのうち抽出語が含まれるのは「第1章総則」、「第2章保育の内容」、「第3章健康及び安全」であり、それぞれ8箇所、11箇所、6箇所の計25箇所である。「第4章子育て支援」、「第5章職員の資質向上」には抽出語はない。以下、章ごとに該当箇所を示す。

3-1 指針第1章における記述

①が「習慣や態度を養」う、⑧が子ども「自ら健康で安全な生活をつくり出すようにしている」と、子どもの資質能力の形成に関わる記述である。その他の②～⑦は保健的環境、清潔な環境、安全な睡眠環境など安全な保育環境の確保を挙げている。総則を示す章であり、具体的な指導や援助の内容・方法に関する記述は少ない。

表1 指針第1章における「安全」「危機」「危険」を含む記述

①	1 保育所保育に関する基本原則	(2)保育の目標ア(イ)	健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと
②		(3)保育の方法イ	子どもの生活のリズムを大切に、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること
③		(4)保育の環境イ	子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること
④	2 養護に関する基本的事項	(2)ア生命の保持(ア)ねらい②	一人一人の子どもが、健康で安全に過ごせるようにする
⑤		(2)ア(イ)内容②	家庭との連携を密にし、嘱託医等との連携を図りながら、子どもの疾病や事故防止に関する認識を深め、保健的で安全な保育環境の維持及び向上に努める
⑥		(2)ア(イ)③	清潔で安全な環境を整え、適切な援助や応答的な関わりを通して子どもの生理的欲求を満たしていく
⑦	3 保育の計画及び評価	(2)指導計画の作成オ	午睡は生活のリズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保する
⑧	4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項	(2)幼児期の終わりまでに育ってほしい姿ア健康な心と体	保育所の生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる

表中の記述に関する解説における説明を節ごとに見てみる。第1節の①について、教育に関わる内容の領域としての健康に関する記述であること以外の説明はない。②について、子どもが環境に働きかける意欲を持つために、「健康や安全が守られ、安心感をもちながら落ち着いて過ごせるよう、配慮の行き届いた環境を整えることが重要である」とする。「配慮の行き届いた環境」の説明はない。③について、「衛生や安全の管理等については、全職員が常に心を配」ること、「子どもが安心して過ごせる保育の環境の確保に保育所全体で取り組んでいく必要がある」ことなど、安全管理を個々の保育士に委ねるのでなく、「保育所全体で」「全職員が」「安全の確保」に努めることが強調されている。

第2節の、養護に関わる「生命の保持」のねらいである④の説明はない。「生命の保持」の内容として「疾病や事故防止」について述べている⑤の具体的な対応として、「保育所全体で安全点検表などを活用しながら対策を講じ」ることを示している。⑥の「清潔で安全な環境」について、衛生面の配慮とともに、「明るさ・温度・湿度・音などについても常に配慮することが求められる」とする。なお、もう一つのねらいである「情緒の安定」に関する記述には、抽出語は用いられていない。

第3節の⑦の午睡における安全な睡眠環境について、「落ち着いた環境の下で眠ることができる場所を確保する」としている。「落ち着いた環境」に関する説明はない。

第4節の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の「ア健康な心と体」については、表2のように説明が加えられている。

表2 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の「ア健康な心と体」に関する解説の記述

A	心と体を十分に働かせ、遊びや生活に見通しをもって自立的に行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出す姿が見られるようになる
B	避難訓練を行う中で、災害などの緊急時の適切な行動が分かり、状況に応じて安全な方法で行動をとろうとする
C	健康で安全な生活のために必要なことを、クラスで話題にして一緒に考えてやってみたり、自分たちでできたことを十分に認めたりするなど、自分たちで生活をつくり出している実感をもてるようにすることが大切である
D	交通安全を含む安全に関する指導については、日常的な指導を積み重ねることによって、自ら行動できるようにしていくことが重要である
E	こうした幼児期の経験は、小学校生活において、時間割を含めた生活の流れが分かるようになると、次の活動を考えて準備したりするなどの見通しをもって行動したり、安全に気を付けて登下校しようとしたりする姿につながる

(A)は、育ってほしい子どもの姿を描いたものであり、それ以外は保育士による指導によって子どもが獲得する資質能力について述べている。

(B)は、「避難訓練を行う中で」子どもが「緊急時の適切な行動が分かり、状況に応じて安全な方法で行動をとろうとする」ようになるとする。避難訓練については、先述のように設備運営基準によって児童福祉施設には月1回以上の実施が義務付けられている。

(C) では、「健康で安全な生活のために必要なことを、クラスで話題にして一緒に考えてやってみたり、自分たちでできたことを十分に認めたりする」といった指導方法が提示されている¹⁴⁾。また、「安全に関する指導」は、「日常的な指導を積み重ねること」が必要と指摘している (D)。そこで、とくに「交通安全を含む」としている意図は不明である¹⁵⁾。さらに (E) では、(D) までの学びによって子どもが小学校生活において「見通しをもって行動」するとともに、「安全に気を付けて登下校しよう」としたりする姿につながる¹⁶⁾とする。

以上のように、「健康な心と体」について、乳幼児期に獲得することが期待されている資質能力を保育所で育成するために、「保育所全体で」「日常的な指導を積み重ねること」の必要性が述べられている。指導の具体について内容としては避難訓練の実施、方法として「一緒に考え」ることや「できたことを十分に認めたりする」といった援助に言及している。

3-2 指針第2章における記述

表3 指針第2章における「安全」「危機」「危険」を含む記述

⑨	1 乳児保育に関わるねらい及び内容	(2)ねらい及び内容ア身体的発達に関する視点	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力の基盤を培う
⑩		(2)ア(イ)内容④	一人一人の生活リズムに応じて、安全な環境の下で十分に午睡をする
⑪		(2)ウ精神的発達に関する視点(ウ)内容の取扱い①	安全な環境の下で、子どもが探索意欲を満たして自由に遊べるよう、身の回りのものについては、常に十分な点検を行うこと
⑫	2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容	(2)ねらい及び内容ア健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う
⑬		(2)ア(ア)ねらい③	健康、安全な生活に必要な習慣に気付き、自分でしてみようとする気持ちが育つ
⑭		(2)ウ環境(イ)内容①	安全で活動しやすい環境での探索活動等を通して、見る、聞く、触れる、嗅ぐ、味わうなどの感覚の働きを豊かにする
⑮	3 3歳以上児の保育に関わるねらい及び内容	(2)ねらい及び内容ア健康	健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う
⑯		(2)ア(ア)ねらい③	健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付け、見通しをもって行動する
⑰		(2)ア(イ)内容⑩	危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する
⑱		(2)ア(ウ)内容の取扱い⑥	安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること
⑲		同上	交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること

「第2章保育の内容」は発達過程区分によって3節に分けられている。第1節の乳児保育では、保育のねらいについて身体的発達（1歳以上における健康領域）、社会的発達（1歳以上における人間関係・言葉領域）、精神的発達（1歳以上における環境・表現領域）の3つの視点が示されている。

⑨、⑫、⑮の記述は、身体的発達の視点・健康領域において「自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う」ことを目指すことを示している。第1節の乳児保育では午睡時の安全な環境に言及している（⑩）。1歳以上児及び3歳以上児の保育では、「健康、安全な生活に必要な習慣」を形成するというねらいが示されている（⑬、⑯）。さらに3歳以上児の保育では、習慣形成というねらいを達成するために「危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する」という内容が示されている（⑰）。そして、その指導に当たっては、子どもが「安全についての構えを身に付け」ること、「危険な場所や事物などが分かる」こと、「安全についての理解を深める」こと、「交通安全の習慣を身に付ける」こと、「緊急時に適切な行動がとれる」ことを挙げている（⑱、⑲）。

精神的発達の視点・環境領域においては、「探索活動等」のための安全の確保について、乳児保育と1歳以上児の保育の節で述べている（⑪、⑭）。3歳以上児の保育には、そういった言及はない。

表3の記述に関連する解説をしてみる。まず、「健康で安全な生活を営む基盤」づくりに関する⑨、⑫、⑮の説明を比較する。⑨の乳児保育では「主体的な存在としての自分という感覚を育むことからつくられる」、⑫の1歳以上児の保育では「自分の日常を自ら支えていくことへの意欲があっつつくられていく」、⑮の3歳以上児の保育では「心と体を十分に働かせて生活することによって培われていく」と説明されている。主体である自己の認識をもとに日常を生きる意欲を持ち、そして自らの「健康で安全な生活を営む」姿が示されている。そのような姿を見せるようになるための保育士の関わりとして、乳児では「愛情のこもった応答的な関わり」が、1歳以上児では「自分の意思が尊重され、安心して様々な物事に取り組むことができる環境」の構成が、3歳以上児では「その子どもなりに伸び伸びと自分のやりたいことに向かって取り組めるようにする」援助が必要であるとしている。子どもの安全な生活のために、主体性の育成を重視していることがわかる。

⑩の午睡環境については、「ゆるやかに隔離され、静かで安心して眠れる場所」が必要であるとし、睡眠中は「保育士等が細心の注意を払わなくてはならない」とする。なお、睡眠時の安全環境については、同節の「(3) 保育の実施に関わる配慮事項ウ」に関する説明に、「窒息リスクの除去（子どもの顔が見える仰向けに寝かせる、一人にしない等）を行う」とある。

「健康、安全な生活に必要な習慣」形成に関わる⑬、⑯の説明として、1歳以上児において「子どもの思いやペースを尊重した丁寧な関わり」により「日々の習慣の意味に気付いていく」とし、保育士の援助について述べている。一方、3歳以上児における保育士の働きについての説明はない。3歳以上児の保育における健康領域の内容である「安全に気を付けて行動する」(⑰)ことを指導する際の留意点が、⑱と⑲に示されている。それらの説明中の保育士の指導への言及を表4に示す。

表4 「安全に気を付けて行動する」ことに関する保育士の指導についての解説の記述

A	保育所の生活の中で、 危険 な遊び方や場所、遊具などについてその場で具体的に知らせたり、気付かせたりし、状況に応じて 安全 な行動がとれるようにすることが重要である
B	交通 安全 の指導や避難訓練などについては、長期的な見通しを持ち、計画的に指導すると同時に、日常的な指導を積み重ねることによって、 安全 な交通の習慣や災害などの際の行動の仕方などについて理解させていくことも重要である
C	この時期の初めは大人が予期しない行動をとる場合もあり、様々な状況を予測して 安全 の確保に配慮することが必要であるとともに、保育士等と一緒に行動しながら個々の状況の中で、子どもなりに 安全 について考え、 安全 に気を付けて行動することができるようにする必要がある
D	安全 な交通の習慣や災害、あるいは不審者との遭遇などの際の行動の仕方などについては、保育所のある地域の特徴を理解し、それに対応した内容を計画的に指導するとともに、保育所全体の職員の協力体制や家庭との連携の下、子どもの発達の特性を十分に理解し、日常的な指導を積み重ねていくことが重要である
E	子どもは保育所の中で安心して伸び伸びと全身を使って遊ぶ中で、保育士等からの 安全 について気付くような適切な働きかけの下、 安全 についての構えを身に付けることができるようになっていく
F	安全 を気にするあまり過保護や過介入になってしまえば、かえって子どもに 危険 を避ける能力が育たず、怪我が多くなることもあるということにも留意することが必要である
G	子どもの事故は情緒の安定と関係が深いので、保育士等や友達と温かいつながりを持ち、安定した情緒の下で保育所の生活が展開されていることが大切である
H	保育所の生活の中では 安全 を確保するために、場合によっては、厳しく指示したり、注意したりすることも必要である。その際、子ども自身が何をしてはいけないか、なぜしてはいけないかを考えるようにすることも大切である
I	交通 安全 の習慣を身に付けさせるために、保育士等は日常生活を通して、交通上のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら適切な指導を具体的な体験を通して繰り返し行うことが必要である
J	地域にある道路や横断歩道の映像などの視覚教材を活用した指導や、警察などの専門機関の協力を得た模擬訓練などの指導の工夫が考えられる
K	災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けさせるためには、子どもの発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝える必要がある

(A) から (D) が⑰の、(E) 以降が⑱、⑲の説明である。まず、日常生活の中での安全に関する指導内容として、(A) 危険を「その場で具体的に知らせ」ること、(C) 保育士と一緒に行動する中で「安全に気を付けて行動することができるようにする」こと、(E) 「保育士等からの安全について気付くような適切な働きかけ」、(F) 「過保護や過介入」にならないこと、(G) 情緒の安定のために子どもと「温かいつながりをも」つこと、(H) 「場合によっては、厳しく指示したり、注意したりすること」が挙げられている。ただし、「安全に気を付けて行動する」ようになるための「適切な働きかけ」とは何か、「過保護や過介入」となるのはどの程度の指導なのかといった指導内容の範囲やレベルは示されていない。

(B)、(D)、(I)、(J)、(K) など交通安全や災害対応、不審者対策について、「計画的」指導、「日常的な指導」、「具体的な体験」による指導、「視覚教材を活用した指導」、「専門機関の協力を得た模擬訓練などの指導」、「身を守る対処の仕方を身に付け」るための「基本的な対処の方法を確実に伝える」指導などが求められている。視覚教材の活用や模擬訓練など、交通安全に関する指導方法が具体的に示されている。その一方で、災害対応や不審者対策の指導内容や方法は明示されていない。

精神的発達の視点・環境領域に関する安全な環境の整備について見ておく。⑩の乳児保育の解説は、「玩具等」の「破損や衛生に気を配」ること、「日頃から状態の点検や確認を心がける」こと、「素材の強度や手入れのしやすさなどに配慮して用意すること」が大切とする。⑭の1歳以上児の保育においては、「子どもの行動や手の届く範囲などを踏まえ」ること、「安全基地のような存在として信頼を寄せる保育士等が近くにいること」が「安全で活動しやすい環境」であるとする。乳児の探索活動では物的な環境の安全について細かく記されていることがわかる。

3-3 指針第3章における記述

表5 指針第3章における「安全」「危機」「危険」を含む記述

⑳	リード文		保育所保育において、子どもの健康及び安全の確保は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であり、一人一人の子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保とともに、保育所全体における健康及び安全の確保に努めることが重要となる
㉑	1 子どもの健康支援	(3) 疾病等への対応ウ	食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと
㉒	3 環境及び衛生管理並びに安全管理	(2) 事故防止及び安全対策ア	保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと
㉓		(2) ウ	保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のために措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと
㉔	4 災害への備え	(1) 施設・設備等の安全確保ア	防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと
㉕		(1) イ	備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること

第1節の前に置かれた部分の記述である⑳では、保育所保育における「子どもの健康及び安全の確保」について、「一人一人の子どもの」「安全の確保」と、「保育所全体における健康及び安全の確保」が重要だとする。

具体的には、「疾病等への対応」として、食物アレルギーへの対応について「保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと」を挙げている(㉑)。また、「事故防止及び安全対策」について、「施設内外の安全点検に努め」ること、「職員の共通理解」を図ること、「関係機関の協力の下に安全指導を行うこと」を挙げるとともに(㉒)、事故の発生に備えて「施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施する」よう求めている(㉓)。さらに、災害への備えとして「防火設備、避難経路等の」「安

全点検を行うこと」(㉔)、「備品、遊具等の配置、保管」の適切な実施による「安全環境の整備に努めること」を挙げている(㉕)。

表5の記述についての解説を見てみる。㉑の説明である表6の記述を見ると、保育所における子どもの健康安全に関する3つの軸、すなわち「一人一人の子ども－集団の子ども」(一人と集団)、「大人が子どもを守る責任－子どもが自身を守る力」(大人の責任と子どもの力)、「健やかな生活の確立を目指す関わり－疾病等への対応」(予防と事後対応)、が示されている。

表6 保育所保育における子どもの健康及び安全の確保に関する解説の記述

保育所は、子どもが集団で生活する場であり、保育所における健康と安全は、一人一人の子どもに加えて、集団の子ども健康と安全から成り立っているといえる
子どもの健康と安全は、大人の責任において守らなければならないが、同時に、子ども自らが健康と安全に関する力を身に付けていくことも重要である
保育における子どもの健康と安全については、疾病・異常や傷害への対応だけでなく、子どもの心身の健康増進と健やかな生活の確立を目指す視点に基づいた保育士等による関わりや配慮等の積極的な実践が望まれる

つぎに、㉑以降の記述に関する解説の説明を見てみる。㉑の食物アレルギー対応に関して、「食器の色を変える、座席を固定する」などの「環境面における対策」、「給食対応の単純化を原則とし、頻度の多い食材を給食に使用しない献立」、「指差し声出し確認を徹底」、「ヒヤリ・ハット報告の収集及び要因分析を行って事故防止のための適切な対策を講じる」など詳細な説明がなされている。さらに、先述のように「アレルギー対応ガイドライン」が策定され、アップデートされているように、保育所においてアレルギーへの対応がより重視されていることがわかる。

第3節の「事故防止及び安全対策」について、㉒の事故防止に関する説明として、「事故防止のためのマニュアルを作成すること」、「職員間のコミュニケーション、情報の共有、事故予防のための実践的な研修」、「定期的な点検」及びそれを「文書として記録」すること、「散歩の経路や公園等について」「点検し記録を付ける」こと、「ヒヤリ・ハット事例の収集および要因の分析」など、多様な業務が示されている。一方で、「安全指導」の説明は、「家庭においても安全な生活習慣を身に付けることができるよう、保護者と連携を図る」こと、「交通安全について学ぶ機会を設けるなど、地域の関係機関と連携して取り組むこと」にとどまる。なお、「散歩の経路や公園等」に関する点検については、先述の「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(2019年)において詳細な説明がされている。

㉓の事故発生時の対応については、設備運営基準で求められている事柄のほか、「緊急時の役割分担を決め、見やすい場所に掲示しておくこと」、「(緊急連絡網などを)園外活動等の際に携帯したりすること」など詳細に示している。子どもへの対応については、「施設内で緊急事態が発生した際には、保育士等は子どもの安全を確保し、子どもや保護者が不安にならないよう、冷静に対応することが求められる」としている。

第4節の「災害への備え」について、㉔の説明として消防法や設備運営基準における規定に言及しているほか、「発生する可能性のある災害の種類や危険な場所について、実際に職員自ら足で歩き、交通量や道幅、落下や倒壊など避難の障害となる場所の確認等を行い、予測しておくこと、その情報を全職員で共有すること」といった具体的で実際的な備えを求めている。㉕については、「遊具の安全基準や規格などについても熟知」すること、「ロッカーや棚等の転倒防止や高い場所からの落下物防止の措置を講じたり、ガラスに飛散防止シートを貼ったりすることなど、安全に関する専門的知識や技能の必要性が示されている。

4 まとめ

指針及び解説における安全・危険に関する記述の検討を通して、以下のことが見出された。

指針第1章の記述及び解説を検討した結果、子ども自身が健康で安全な生活をつくり出すために、「保育所全体で」「日常的な指導を積み重ねること」が必要としていることがわかった。ただし、そのための保育士の関わりとしては、「愛情のこもった応答的な関わり」、「安心して様々な物事に取り組むことができる環境」構成といった説明にとどまり、具体的な援助方法などへの言及はない。

指針第2章の記述及び解説を検討した結果、「安全に気を付けて行動する」ようになるための「適切な働きかけ」の具体や、「過保護」とは何かといった指導のレベルは示されていないことがわかった。その一方、視覚教材の活用や模擬訓練など、交通安全に関する指導方法が具体的に示されていた。このことについては、楠本（2020）の「交通安全指導は、警察とその関連団体が法令に従って構成する指導内容に依拠できるので、解説で具体的な言及がされやすい」との考察と一致する^{vi}。

指針第3章の記述及び解説を検討した結果、保育所における子どもの健康及び安全に関する「一人と集団」、「大人の責任と子どもの力」、「予防と事後対応」の3つの軸が示されていることを見出した。そのうち、「一人と集団」について、子どもそれぞれの理解と適切な対応が求められるアレルギーへの対応が重視されていることが確認された。「大人の責任と子どもの力」について、子どもの資質能力を育成するための指導内容・方法に関する記述は具体性を欠いており、各保育所や保育士が自ら安全教育の範囲やレベルを定めて実践することが求められている。

「予防と事後対応」の予防について、マニュアル作成や研修の実施など職員の知識技能や実践力を高める取り組みと、安全点検や備品管理などの安全に関する物的環境を整えることの二つに大別できることがわかった。また、調理師、看護師を含んで保育所職員全体での情報共有など、組織的な取り組みが必要であることが強調されていた。それと関わって、指針第2章における記述でも見られるマニュアル作成、定期的な点検、文書による記録、また事例の収集や要因分析といった多様な業務が課せられていることが確認できた。さらに「災害への備え」について、安全に関する専門的知識及び技能の習得と適切な使用を保育士に求めていることがわかった。

今後の課題として、安全概念に関連する語の整理を挙げる。また、比較分析の対象として小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校学習指導要領を取り上げたい。さらに、それらの基準等の内容と、教員・保育士養成課程における安全教育や危機管理を扱うとされている教科目における学修内容との関連を検討し、子どもの安全を守ることを職務内容とする教員や保育士を養成する制度について考察する必要もある。

i 同文書において「子どもに対する安全の指導」として以下のように記されている。「子どもが交通安全の習慣（例えば、道路の端を歩くこと、急に走り出さないこと、交通状況を確認すること等）を身に付けることができるよう、日常の生活における具体的な体験を通して、交通ルール（信号に従った行動、横断歩道の使用等）に関心をもたせるなど、年齢に応じた適切な指導を繰り返し行うことが求められる。」

ii 厚生労働省編『保育所保育指針解説』フレーベル館、2018年の「はじめに」。

iii 楠本恭之「幼稚園教育における『安全／危機』に関する言説の分析」『比治山大学・比治山大学短期大学部教職課程研究』第6巻、2020年、pp. 168-175。

iv 指針において「クラス」という用語は使用されておらず、解説における説明でのみ使用例が見られる。「クラスやグループ」といった表現がされるなど、その語意は明確でない。幼稚園に関

しては、幼稚園設置基準において「学級」の要件などが明示され、幼稚園教育要領及びその解説にも用いられている。ただし、「クラス」の使用例はない。

- v 学校安全については、「生活安全、交通安全、災害安全の3領域がある」とされている（文部科学省『学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育』2019年、pp. 9-10）。
- vi 消防法は保育所に対して、「消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理」（第8条）を義務付けている。
- vii 註3 掲出論文、p. 175。